

選択的夫婦別姓制度の法案提出について慎重な対応を求める意見書

政府は現在、結婚後の改姓に伴う職業上の不利益などを解消するため、結婚後も夫婦が別姓を称することを認める選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正を検討している。

選択的夫婦別姓制度は、婚姻時に夫婦が同姓または別姓のどちらかを選択できるものであり、現行民法が定める夫婦・親子同姓の原則を壊すものである。また、夫婦別姓制度は、親子が別姓となり子どもに与える影響ははかりしれない。さらに、法律上の夫婦と事実婚の区別がつかないため、安易な結婚や離婚が繰り返される恐れがある。

家族の絆の重要性や家庭の教育力回復が叫ばれる今日、社会の基盤となる家族の絆を強化する施策が求められているが、夫婦別姓制度の導入はこれに逆行するものであり、夫婦別姓制度に対する国民世論も分かれている。

よって、国におかれては、婚姻制度や家族のあり方に重大な影響を及ぼし、社会的混乱を招く恐れのある選択的夫婦別姓制度の法案提出については、慎重に対応することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月24日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛

総務大臣

法務大臣

福知山市議会議長 松本良彦